

## 文学博士山口瑞鳳君の『吐蕃王国成立史研究』に対する

### 授賞審査要旨

本書（昭和五八年刊）は、チベット族の統一国家として中国の唐王朝に對立し、政治的・文化的に目覚しい發展を遂げた吐蕃王国が、西暦七世紀の前半に成立した過程を取扱つたもので、三篇から成つてゐる（全巻一〇〇三頁、本文九一五頁）。

第一篇「[吐蕃]前史時代の考証的研究」において、著者はまず從来の吐蕃史に関する諸研究を紹介しつつこれに批判を加え（一章・二章）、著者が利用するチベット文史料として、編年記・王統表・宰相記などの敦煌発見の文献をはじめ、各種の碑文、所謂「埋蔵本」、『ブトゥン仏教史』・『赤冊史』・『王統明示鏡』、その他の後代の史料、のそれぞれに対する基本的な考え方を説明（三章）した上で、本題にはいって、吐蕃の支配者となるヤルルン王家の祖先および遠祖に関する所伝を検討している。即ちこの王家は後代の伝承などにみるような多数の世代を重ねたものではなくて、史実と認められるのは統一國家形成以前の六代までであるとなし、この王家の属するピヤ部族が西部地区シヤンションのム部族と通婚してポン教徒となり、東遷して東部のカム地方に進出し、諸氏族の上に君臨するようになつた経過を考え（四章・五章）、また諸部族の消長・移動と関連させつゝ、中国の文献にみえる吐蕃・附国・女国・小羊同・大羊同の位置とその名称について考証している（六章）。

第二篇は「ヤルルン王家から吐蕃王国への発展」と題して、ヤルルン地方の小王国がティ・ルンツェン王の時代に発展して中央チベットの最も有力な支配者となり、東西にも勢力を伸してこれを支持する諸部族の勢力関係が変動し、統一国家への前段階というべき情勢が作られたことを述べ（第一章）、吐蕃王国の代表的支配者ソンツェン・ガムポ王について、王室の前後の系譜、彼を助けた宰相の名前を考証し（二章）た上で、王の治世の前期に東方のスムパ族を統合し、唐および親唐派の吐谷渾と対立して、唐と戦った経過を説明し（三章）、唐から文成公主を迎えた時期や（四章）、王が再度即位した前後の事情（五章）を考え、統いて王の治世の末期に吐蕃王国が略完成し、諸氏族による永久臣事の誓盟が成立した経過を述べ（六章）、更にこの王の治世の間に行われた文字の創制、法令と位階・官職の整備、褒賞や督戦の制度、度量衡の統一、刑罰と裁判、灌漑事業、税制等を説明している（七章）。

第三篇は「吐蕃王国の外交と国家体制」と題し、「第二篇で浮び上った諸問題と、そこで充分究明されなかつた問題点を取り上げ、第二篇で確認された事柄に基づきながら従来の諸説を取捨して、新しい解答を試みたい。」という趣旨で叙述をしている。著者はソンツェン・ガムポ王の生存年代については、西暦六四九年に六九歳で歿したという見解をとり（一章）、唐と吐蕃との間に舅甥の関係が成立した事情（二章）、文成公主が六四〇年に吐蕃に赴いて、それ以前六三八年に即位していたクンソン・クンツェン王と結婚したが、彼の死後に再登位したソンツェン・ガムポ王と再婚した経緯（三章）、唐と吐蕃との間にあつた吐谷渾が親唐派と親吐蕃派に分裂し、吐蕃の勢力が伸びて親唐派にまで及んで行つた三国間の外交関係（四章）を説明し、またネバール王女の入藏と、ネバールの王位がソンツェン・ガムポ王の勢力で動かされた事実など（五章）を述べ、統いて吐蕃の国内制度に関して、所謂「十六清淨人

法」という制定法は存在しないで別に苛烈な刑罰体系があつたこと（六章）、唐と対決するために作られた軍事国家体制の組織とその成立の時期、翼および千戸の所在地など（七章）について考察している。

本書は敦煌で発見されたところの、遅くとも九世紀前半以前に写されたと認められる史料価値の高いチベット語文献を重要視しながら、各種史料の詳細な比較研究を行い、従来の諸学説に鋭い批判を加えつつ、多くの新事実を明らかにしている。全編にわたって史実考証の連続で、歴史叙述としては晦渋な部分があり、中には疑問の生じる余地が残されているものの、著者のこの業績は、吐蕃王国の成立について、これまでに各国の研究者が到達できた最高の水準を示すものと言わなければならない。